

2020.03.31

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける大統領令 (追加措置): 夜間外出禁止, 内陸部への移動禁止

【ポイント】

- 新型コロナウイルスの流行に対する新たな措置として, 大統領令により, 21時から翌5時までの夜間の外出が禁止されました。
- 首都コナクリから内陸部への移動も禁止です。
- 引き続き手洗い, うがい, マスク着用の励行に努め, 人混みは避け等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 3月30日夜, 新型コロナウイルスの流行に対する新たな措置として, 大統領令により以下の措置が追加されました。

- ・ 21時から翌5時までの夜間における外出の禁止
- ・ 首都コナクリから内陸部への移動の禁止

2 ギニアに滞在中の方におかれましては, 引き続き, 手洗い, うがい, マスク着用の励行に努めるとともに, 人混みを避け, 外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また, 仮に, 外出時等に, 感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には, 速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

3 このメールは, 在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は, 以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>